

審査基準

令和4年3月15日作成

法令名：銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項：第5条の5第3項
処分の概要：技能講習修了証明書の書換え又は再交付
原権者（委任先）：島根県公安委員会
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第3項（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会）、第5条の5第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出及び申請の手続）、第22条（講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）、第29条（技能講習修了証明書の書換え又は再交付の申請）
審査基準：
標準処理期間：3日（書換えにあつては1日）
申請先：住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課（係）
問い合わせ先：島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110）
備考：